

申請書作成支援システム調達仕様書

1 目的

マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、運転経歴証明書（以下「マイナンバーカード等」という。）を所有している者が、本人確認等により提示を行った場合、表裏のスキャニングと真贋判定を同時に行い、券面データを基に、帳票へ自動転記する。また、出力時に表裏の写し・マスキングも瞬時に行い、住民の待ち時間削減や業務効率を高めるためのシステムを導入し、その保守を行う。

2 設置場所

設置名称	住所	台数
市民生活課市民室	静岡県熱海市中央町1番1号	3台
南熱海支所	静岡県熱海市下多賀525番地の1	1台
泉支所	静岡県熱海市泉43番地の5	1台

3 納入期限

令和8年5月31日（日）

4 機器の条件

各機器は次の機能を有するものとする。

(1) 機器構成

次の各条件にあった機器を用意すること。

ア 次のスペックのパソコンで稼働するソフトウェア及び入出力機器であること。

(ア) オペレーションシステム

OS : Windows10/Windows11

(イ) 必要ミドルウェア

Microsoft.NET Framework4.5.2 以上

(ウ) ハードウェア

CPU : 1.4GHz 以上のプロセッサ

メモリ : 2.00GB 以上

解像度 : 1280×768 以上

HDD : 1GB 以上の空き容量及び空き容量 15%以上

その他 : USB2.0 空きポート 1 個以上/CD-ROM ドライブ

イ パソコンは任意のもので稼働でき、1台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。

ウ 読取機器の接続は、USB2.0以上の規格での接続をすることとし、その接続ケーブルも用意すること。

エ 読取機器本体はスキャン、真贋判定が一体になった装置とし、設置方向については縦置き、横置きどちらでもできること。

オ 読取機器本体が、幅150mm奥行き170mm高さ80mm重さ600g以内であること。

(2) 機能及び性能

次の各項目の機能を備えていること。

ア 次の書類の真贋判定及びスキャニングができること。

(ア) マイナンバーカード

(イ) 在留カード

(ウ) 特別永住者証明書

(エ) 運転免許証

(オ) 運転経歴証明書(2012年4月1日以降に交付されたもの)

イ 前項のアで掲げられた本人確認書類を装置に挿入した後に、券面表裏の画像スキャニング、真贋判定までの一連の処理後に本人確認書類を取り出せること。

ウ 運転免許証の真贋の判定にはパスワード等の入力をしなくても、光学系センサーによる券面の透過率及び反射率を用いて、実施出来ること。また、運転経歴証明書の真贋の判定は光学系センサーによる券面の透過率及び反射率を用いて、実施出来ること。

エ 前項のアで掲げられた(オ)を除く本人確認書類を装置に挿入した際に、有効期限が切れている場合には、エラー検出される機能を有すること。

オ マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書は、ICチップデータに格納された情報を読み出すことができること。また、ICチップデータを読み出すために照合番号等を入力する際、券面情報の読み取り結果を活用して入力を補助する機能を有すること。

カ 券面から読み取ったスキャン画像や文字情報を基に各種帳票を作成できること。また、帳票はユーザーが作成及び編集することが出来ること。

キ ログイン管理が200名まで登録が可能であること。また、パスワードによる権限設定が容易に行える機能を有していること。

ク 動作ログ保存機能を有していること。CSV形式での保存が可能であり、担当者の操作履歴管理等が可能であること。

ケ 挿入したカードの表裏券面スキャンデータを含んだ画像の保存が可能であること。また、スキャンにあたっては、マイナンバーや臓器提供意思表示等の機密情報について、ソフトウェア上でマスクし、見えない状態に設定することが出来ること。

(3) 参考システム

ジェイエスキューブ社製

本人確認業務サポートシステム P A S i D s c a n II

5 セットアップ

設置作業の内容は、次のとおりにすること。

- (1) 発注者の指示により契約機器の設置作業及び動作検証等を完了すること。

6 保守及びサポート

- (1) 保守期間：令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（60か月）

- (2) 契約期間内において、通常使用におけるシステム障害の対応及び保守を行う。

ア 契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業

イ 契約機器の障害に対する修復及び原状復帰作業

- (3) 保守の手法

ア センドバック保守とする。

障害発生時に連絡が可能な体制を整備し、連絡があった場合には、代替機を速やかに発送すること。また、当市より送付する故障機の修理が完了次第返送し、修理後の機器が届き次第、代替機を返送する。

なお、代替機や修理対象機の送料は、受注者負担とする。

保守受付時間は、土日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

以上